

「子育てのための施設等利用給付」のお知らせ

子育て世帯が経済面で安心して子育てができる環境をつくるため、幼児教育・保育の無償化を実施しています。対象となるかた、基準、上限金額は下記のとおりです。この給付（保育料無償化）を希望される方は、施設等利用給付認定（新2号又は新3号^{※1}）を受ける必要がありますので、**深谷市役所保育課**でお手続きください。

※1

新2号…満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保育の必要性が認められたかた
新3号…満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保育の必要性が認められたかたのうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税であるかた

1. 対象者

認可外保育施設、一時預かり、病（後）児保育、ファミリーサポートセンター（以下、認可外保育施設等）を利用し、小学校就学前の子ども（3～5歳児または0～2歳児で非課税世帯）を預けている深谷市居住の保護者で保育の必要性があるかた。

※次の場合は既に他の制度で無償化のため対象外です。

- ・認可保育施設に在園している場合
- ・新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）・新制度未移行の幼稚園に在園しており、在園している園が十分な預かり保育（1日8時間・年間200日以上）を実施している場合

2. 認定区分と給付上限額

下表の認定区分による認定を受けることで、保育料等が**給付上限額内**で無償となります。

対象	上限額	認定の種類
3～5歳児	月額37,000円	新2号認定
0～2歳児 ※市民税非課税世帯	月額42,000円	新3号認定
（参考）0～2歳児 ※市民税課税世帯で、 認可外保育施設利用の場合	月額42,000円	施設等利用費無償化認定対象 ※別の様式での申請になります

留意事項

- ・上記表について、在園する年度の4月1日時点の年齢でご確認ください。
- ・利用した額と上限額を比較し、低い額が給付されます。
- ・上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合等には、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象となります。

3. 対象施設

認可外保育施設、一時預かり事業、病（後）児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等が対象となります。ただし、対象となる施設・サービスの事業者が、指導監督基準を満たし、所在する市区町村の確認を受けている必要があります。

4. 書類配布場所及び提出先

深谷市役所保育課（本庁舎1階6番窓口）※各総合支所では受付できません

※提出期限 利用を開始した月の末日まで

5. 提出書類

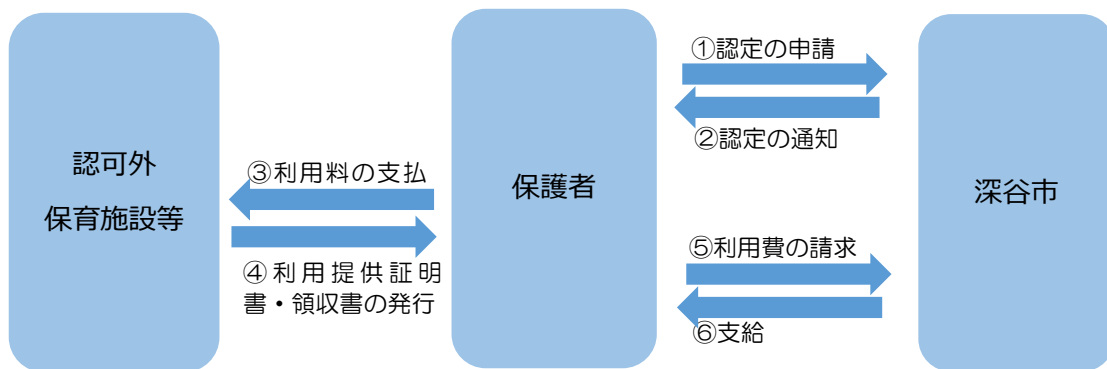
- (1) 申請書（子育てのための施設等利用給付認定申請書）
- (2) 子育てのための施設等利用給付認定申請書に関する確認書
- (3) 保育を必要とする理由ごとに定められる次の書類（父、母で各1枚必要になります。）

保育の必要性の要件	提出書類
就労（ 月48時間以上の就労 で、パートタイム、夜間、居宅内就労等を含む）	就労証明書
妊娠・出産（出産予定月の2か月後の末日まで）	現況届（労働以外） ＋母子手帳の表紙と分娩予定日がわかる書類の写し
保護者の疾病・障害	現況届（労働以外） ＋医師の診断書又は各種手帳の写し
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	現況届（労働以外） ＋（介護が必要なかたの）医師の診断書又は各種手帳の写し
求職活動（起業準備含む。認定後およそ90日に限る）	現況届（労働以外）
就学	現況届（労働以外） ＋学生証と時間割の写し

※このほか保育の必要性の基準に、「災害復旧」、「虐待・DVのおそれがあること」があります。必要書類等については保育課までお問い合わせください。

- (4) 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

6. 認定から支給までの流れ



市へ利用費の請求をする際に必要なもの
 (1) 施設等利用費請求書（保育課窓口にあります）
 (2) 施設から発行された利用提供証明書・領収書
 (3) 印鑑
 (4) 振込口座の確認できるもの（通帳等）

⑤利用費の請求については、毎月もしくは数カ月まとめて請求いただけます。請求忘れを防ぐため、3か月に一度を目安に請求書を提出してください。3月分は年度切替のため、4月10日までに提出ください。

問い合わせ先
 深谷市役所こども未来部保育課
 電話：048-574-8648（直通）